

農林土木委託業務特記仕様書

（共通仕様書の適用）

第1条 本業務は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」及び徳島県国土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第2条 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ（農林水産部農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（共通仕様書の読み替え）

第3条 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

第4条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた農林土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、森林整備、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領

HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5023580/>

（受発注者共同による品質確保）

第5条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

第6条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければなら

ない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/2015070800045>

（Web会議【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5046921/>

（Web検査【発注者指定型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5046921/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第10条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7216371/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第11条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について

徳島県CALS/ECHP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjoyouhoukyouyuu/>

（CIM活用業務【受注者希望型】）

第12条 本業務は、CIM（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、

別に定める「C I M活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、C I M活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7240174/>

（本業務の特記仕様事項）

第 1 3 条 本業務の対象池及び作業項目は次のとおりとする。

対象池名称	所在地
宮谷溜池	徳島市八多町
柳谷溜池上	徳島市八多町
柳谷溜池下	徳島市八多町

【豪雨耐性評価に関する事項】

1 照査方針

- (1) 対象となる防災重点農業用ため池の流域の特性を踏まえて設計洪水流量を決定し、設計洪水水位に対する堤体及び洪水吐の余裕高並びに洪水吐の水理特性等を照査する。照査方法については、土地改良事業設計指針「ため池整備」（平成27年5月）に準じ行うものとする。
- (2) 本業務では、別途業務で整理した雨量データ等を使用し、対象となるため池毎に、豪雨に対する安全性の照査を行う。
- (3) 貸与資料

R 3 基盤 震災対策 徳島 2 1 ため池雨量データ収集整理業務（令和3年10月）

2 業務内容

(1) 現地調査

ため池及びその周辺の地形等について、豪雨に対する照査に必要な調査を行う。

ため池の現況に係る次の情報について、既存資料等を活用し整理する。

①ため池流域の面積及び土地利用状況

②既設洪水吐の構造図

構造図等が不明な場合、照査に必要となる洪水吐流入部の敷高、越流堰頂高、堤体堤頂高、主断面堤体横断の確認等の測量や洪水吐水路の縦横断面確認等の測量については、現地調査に含むものとする。

また、ため池洪水吐水路の常時満水位（FWL）は、ため池管理者等の確認を行い、個々のため池の常時満水位（FWL）を設定するものとし、現地調査（ため池洪水吐、堤体、土地利用状況等）、常時満水位（FWL）のため池管理者確認等は、現況調査写真として、整理し、堤体、洪水吐確認測量は、測量図として整理しておくものとする。

なお、測量基準水準点は発注者と協議するものとする。

(2) 設計洪水流量の検討

対象ため池の流域面積、流域図等を整理し、洪水到達時間の推定を行い、以下の作業を行う。

1) A項流量

対象ため池について、合理式により200年確率洪水流量を推定する。

2) C項流量

①気象条件及び洪水流出特性が類似する同一流域内において十分信頼出来る既往最大洪水比流量曲線が得られている場合には、この曲線から当該ため池の流域面積に相応する洪水比流量を求め、求めた値に流域面積を乗じてピーク流量を推定する。

②当該ため池流域に近く、気象条件が類似する流域で観測された既往最大級豪雨が当該ため池流域に発生するとした場合、当該ため池地点で予想される洪水ピーク流量を計算により推定する。

3) 設計洪水流量

A項、C項流量の最大値の1.2倍を設計洪水流量とする。

(3) 洪水吐水理計算

設計洪水流量にて既設洪水吐水路縦断の水理計算（不等流水理計算）を行い，流入部（接近水路、調整部、移行部），導流部（放水路）及び減勢部（減勢工）などの主要断面において，安全に流下できているかを照査する。

なお，洪水吐流量式は，洪水吐型式に応じて適宜検討すること。

また，現況堤体標準断面図，現況洪水吐水路縦断図、主要水路横断図に設計洪水流量流下水位，水深を表示した，水理計算検討結果図面や断面と水深の一覧表を作成すること。

(4) 全体安全性の照査

洪水吐越流水深，越流幅，水路の流下水深などの水理計算一覧表や検討結果図面などから堤体，洪水吐水路余裕高等を踏まえ，ため池全体（堤体断面，洪水吐主要断面等）の安全性を照査する。

なお，ため池の貯留効果については，安全側とするため，考慮しないものとする。

(5) 点検取りまとめ及び報告書作成

上記作業の点検取りまとめ及び報告書の作成を行う。